

定 款

タカセ株式会社

定 款

第1章 総 則

第1条 (商号)

当会社は、タカセ株式会社と称し、英文では TAKASE CORPORATION と表示する。

第2条 (目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 港湾運送事業
2. 通関業
3. 海上運送取扱業
4. 自動車運送取扱業
5. 前3号および4号以外の貨物運送取扱事業
6. 貨物自動車運送事業
7. 前6号以外の貨物運送事業
8. 輸出入貨物国際一貫輸送業
9. 倉庫業
10. 梱包業
 11. 前1号から10号に関する企画、開発およびコンサルタント業務
 12. 輸送機器のリース業
 13. コンテナの修理、補修、保全およびこれに関連する業務
 14. 次の物品の企画、製造、販売ならびに輸出入
 - イ. 音楽用品、スポーツ用品
 - ロ. 食品
 - ハ. 運搬および包装機械、器具
 15. 次の物品の販売および輸出入
 - イ. 包装材料および紙製品
 - ロ. 美術品、時計、宝石および装身具
 - ハ. 玩具、人形および衣服
 - ニ. 履物および家具
 16. 前14号および15号の物品に関する輸出入代行業務
 17. 計量機器の製造、販売および輸出入
 18. コンピューター用ソフトウェアの開発および販売
 19. 海運代理店業
 20. 航空代理店業
 21. 損害保険代理業
 22. 他の会社への投資
 23. 化粧品・医薬部外品の製造業（包装・表示・保管）ならびに医療機器の製造業および販売業
 24. 物流関連機器設置工事の受託および受託販売
 25. 不動産の所有、管理および賃貸業
 26. 前各号に付帯する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条（公告方法）

当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、2,700,000株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第3章 株主総会

第12条（招集の時期）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第13条（株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条（招集権者）

株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が取締役会の決議にもとづきこれを招集する。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、ほかの取締役がこれに代わる。

第15条（議長）

株主総会の議長は、取締役社長がこれに當る。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、ほかの取締役がこれに代わる。

第16条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第17条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。

第18条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、12名以内とする。

第20条（取締役の選任方法）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

2. 取締役会は、その決議によって上記の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

第23条（相談役または顧問の委嘱）

取締役会はその決議により相談役または顧問を置くことができる。

第24条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第25条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い、ほかの取締役がこれに代わる。

第26条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもっておこなう。

2. 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（社外取締役の責任限定）

当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

第 30 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 31 条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。

第 32 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 33 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 34 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 35 条（監査役会の招集通知）

監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2. 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

第 36 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数でおこなう。

第37条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第38条（社外監査役の責任限定）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

第6章 計 算

第39条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第40条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第41条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第42条（配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、当会社がその支払を開始した日より満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払配当金には利息をつけない。